

片品村議会災害対策室設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害の発生時に議会が迅速な対応を図り、もって住民の生命及び財産の保全に努めるため、片品村議会災害対策室の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議会災害対策室の設置)

第2条 議会災害対策室は、地震、台風、その他の災害により、片品村災害対策本部が設置された時は、直ちに片品村議会内に設置されるものとする。

2 議会災害対策室は、片品村役場「議員控室」に設置する。

ただし、議員控室が使用できない時は、災害対策本部と協議し、議長が別に定める。

(定義)

第3条 この要綱において「災害」とは、村災害対策本部の設置に該当する災害をいう。

(組織)

第4条 議会災害対策室は、議長、副議長、議員及び議会事務局職員をもって組織する。

2 議長は議会災害対策室を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときはその職務を代理する。

4 議会事務局職員は、議会災害対策室の職員を兼務する。

(所掌事務)

第5条 議会災害対策室は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災者の救助活動に関すること。

(2) 被災地及び避難所での救助活動及び状況調査に関すること。

- (3) 議員からの情報の把握に関すること。
- (4) 村災害対策本部との情報交換及び協力体制の確立に関すること。
- (5) 議員への情報伝達に関すること。
- (6) 災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施について、村災害対策本部への提言に関すること。
- (7) その他、災害に関し、特に必要と認める事項に関すること。

(災害発生時の対応)

第6条 議長は議会災害対策室が設置されたときは、直ちに議員に通報するものとする。

2 議員は、議長から議会災害対策室設置の通報を受けたときは、直ちに議会災害対策室に参集し、議長の命を受け議会災害対策室の活動に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず議員は議会災害対策室に参集できないときは、議会災害対策室に対し、その安否及び居所又は連絡場所を速やかに報告するとともに、議長の命を受け、活動するものとする。

(村災害対策本部との連携)

第7条 災害発生時は村災害対策本部の指揮の下、村災害対策本部が実施する災害応急対策等に積極的に協力するものとし、村災害対策本部から協力の要請を受けたときは、直ちに対処するものとする。

(村災害対策本部への要請等)

第8条 村災害対策本部への要請及び提言については、緊急の措置を除き、議長を通じて行うこと。

(出動時の服装)

第9条 議会災害対策室には、原則として、作業服（指定の）、安全帽及び長靴を着用して出動するものとする。

(議会災害対策室の解散)

第10条 議会災害対策室は村災害対策本部と協議の上、解散するものとする。

(議会災害対策室の庶務)

第11条 議会災害対策室の庶務は、片品村議会事務局において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるほか、必要な事項については、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。